

## 進級規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、昭和女子大学学則第14条に基づき、進級に必要な事項を定める。卒業年次は対象としない。

### (進級要件)

**第2条** 3年次に進級するためには2年次修了までに卒業要件単位のうち、60単位以上の修得を目安とし、学則第14条に定める事項および、学科ごとに定める次の進級要件を満たした者を進級とする。

### (日本語日本文学科)

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち、原則60単位以上(文化講座2単位を含む)の修得をしなければならない。
- (2) 前項において60単位に満たない場合でも、必要に応じて、進級させることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。
- (3) 前項の審議を行う条件として、1年次の必修科目のすべての単位を修得していることとする。
- (4) 前項までに関わらず、学生が留年を希望する場合や指導上留年が適当と判断される場合は、留年とすることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。

### (歴史文化学科)

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。
- (2) 前項において、2年次修了までに60単位を満たしていない場合でも、学科の判断で進級させることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。
- (3) 前項までに関わらず、学生が留年を希望する場合や単位の修得状況等、留年が適当と判断された場合には留年とすることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。
- (4) 留年となる場合は、学科と本人・保証人との間で合意し、文書で確認する。

### (英語コミュニケーション学科)

- (1) 2年次に進級するためには、1年次修了までの時点で、残り3年間で卒業要件を充足す

ることが困難であると判断される場合は、留年とすることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。

- (2) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。
- (3) 前項において、60単位に満たない場合でも学科の判断により進級させることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。
- (4) 前2項において、残り2年間で卒業要件を充足することが困難であると判断される場合は、留年とすることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。

#### (国際学科)

- (1) 3年次に進級するための、学科の進級要件を設けない。
- (2) 前項において、本人が希望した場合は例外を認め、留年とすることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。
- (3) 他の学年次においては、当該学年における修得単位数が著しく少なく、留学を含む履修計画をたてる上で不都合がある場合、本人と学科がよく相談の上、本人の合意のもとに進級、留年とすることがある。この場合は、学科教授会で審議し、決議する。

#### (ビジネスデザイン学科)

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。

#### (会計ファイナンス学科)

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。
- (2) 前項において、60単位に満たない場合でも学科の判断により進級させることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。

#### (心理学科)

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに、卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。また、心理学科専門科目のうち、1年次の必修科目のすべての単位を修得しなければならない(編入学生を除く)。

- (2) 前項において、60単位に満たない場合や1年次の必修科目のすべての単位を修得していない場合でも、学科の判断により進級させることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。
- (3) 他の学年次において当該年度における修得単位数が著しく少なく、かつ履修計画を立てる上で不都合がある場合、留年とすることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。

#### **(福祉社会学科)**

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。
- (2) 前項において、60単位に満たない場合でも学科の判断により進級させることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。

#### **(現代教養学科)**

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。
- (2) 前項において、60単位に満たない場合でも学科の判断により進級させることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。
- (3) 他の学年次においては、当該年度における修得単位数が著しく少なく、かつ履修計画を立てる上で不都合がある場合は、留年とすることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。

#### **(初等教育学科)**

- (1) 学科の進級要件を設けない。

#### **(環境デザイン学科)**

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。
- (2) 前項において、60単位に満たない場合でも学科の判断により進級させることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。
- (3)他の学年次においては、当該年度における修得単位数が著しく少なく、かつ履修計画

を立てる上で不都合がある場合、学科と本人・保証人との間で合意した上、進級、留年を決定する。この場合、学科教授会において審議し、決議する。

- (4) 4年次において卒業研究および卒業研究関連科目を受講するためには、それまでに卒業要件単位のうち90 単位以上修得済みであることを目安とする。

#### (健康デザイン学科)

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。

#### (管理栄養学科)

- (1) 3年次に進級するためには、2年次修了までに卒業要件単位のうち60単位以上修得しなければならない。

#### (食安全マネジメント学科)

- (1) 学科の進級要件を設けない。  
(2) 前項において、本人が希望し、学科と本人・保証人との間で合意した場合は、留年とすることがある。この場合、学科教授会において審議し、決議する。  
(3) 留年となる場合は、学科と本人・保証人との間で合意し、文書で確認する。

#### (庶務)

**第3条** 進級規程の庶務は、教育支援課において処理する。

#### (規程の改廃)

**第4条** この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。